

令和3年7月 定例教育委員会 会議録

1 日 時 令和3年7月30日(金) 開会 15時00分 閉会 15時45分

2 場 所 福井市役所本館8階第1委員会室

3 出席者 教育長 吉川 雄二
教育長職務代理者 春木 伸一
教育委員 木村 敦子
教育委員 多田 和博
教育委員 宮郷 美千代

<事務局職員>

教育部長 林 俊宏
少年対策参事官 松倉 伸雄
教育次長 坂下 哲也
図書館統括館長 小倉 敏之
教育総務課長 馬來田 善準
学校教育課長 坪川 修一郎
保健給食課長 木下 武明
生涯学習課 山本 桂一郎
スポーツ課長 中嶋 靖利
文化財保護課長 天谷 賢一
図書館長 中野 裕三
調整参事 吉田 武文
教育総務課 副課長 名津井 章
教育総務課 課長補佐 廣部 嘉寛
教育総務課 主幹 藤井 由文

4 議 題

議 案

第12号議案 福井市通学区域審議会委員の委嘱について

第13号議案 福井市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

第14号議案 福井市文化的景観保存活用委員の委嘱について

第15号議案 福井市清水郷土資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部
改正について

第16号議案 福井市図書館協議会委員の委嘱について

報 告

社北小学校の調理業務委託について

5 議事の経過

(1) 開会、教育長あいさつ

(2) 会議録署名委員の指名 木村 敦子 委員 宮郷 美千代 委員

(3) 議事の要旨

教育長

報告事項については、市議会上程前につき、非公開を要する案件なので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、会議を非公開としたいがよろしいか。

— 異議なしの声 —

教育長

異議なしとのことなので、報告事項は非公開とし、後ほどの審議とする。

教育長

第12号議案 福井市通学区域審議会委員の委嘱について、事務局から説明を求める。

事務局

(学校教育課長)

福井市通学区域審議会条例第5条第1項の規定に基づき、福井市の通学区域審議会委員を委嘱するものである。委嘱者については、下記のとおりである。委嘱期間については、令和3年8月1日から令和4年7月31日までとなっている。

教育長

ただ今の説明について、御意見、御質問等があれば願います。

— 特に意見なし —

教育長

それでは、第12号議案について、原案のとおり承認することで御異議ないか。

— 異議なしの声 —

教育長

第12議案について、原案のとおり承認することとする。

教育長

次に、第13号議案 福井市スポーツ推進審議会の委嘱について、事務局から説明を求める。

事務局

(スポーツ課長)

福井市スポーツ推進審議会に関する条例第3条第1項及び第4条の規定に基づき、福井市スポーツ推進審議会委員を委嘱するものである。委員の名簿について一覧のとおりである。委員数14名のうち、春の定期異動等により、6名の方が新任となっている。委嘱期間は、令和3年9月1日から令和5年8月31日までの2年間となっている。

教育長

ただ今の説明について、御意見、御質問等があれば願います。

— 特に意見なし —

教育長 それでは、第13号議案について、原案のとおり承認することで御異議ないか。

— 異議なしの声 —

教育長 第13号議案について、原案のとおり承認することとする。

教育長 次に、第14号議案 福井市文化的景観保存活用委員の委嘱について、事務局から説明を求める。

事務局
(文化財保護課長) 令和3年3月に国の重要文化的景観に選定された、越前海岸の水仙畑、下岬の文化的景観について、平成元年度に策定した保存活用計画を適正に運用し、その課題について定期的に検証及び再検討するために設置するものである。福井市教育委員会の諮問に応じ、保存活用に関すること及び現状変更に関すること等について、調査及び審議に必要な事項を提案していただく。

委員は、福井市文化的景観保存活用委員会設置要綱に基づき、6名以内とするもので、以下の一覧表にある候補者の委嘱について教育委員会の承認を求めるものである。委嘱期間については、同要綱の規定に基づき2年間としているため、令和3年8月1日から令和5年7月31日までである。

教育長 ただ今の説明について、御意見、御質問等があればお願いする。

春木委員 この委員は今回初めての委嘱になるのか。

事務局
(文化財保護課長) 初めてである。

教育長 他に何かあるか。

— 特に意見なし —

教育長 それでは、第14号議案について、原案のとおり承認することで御異議ないか。

— 異議なしの声 —

教育長 第14号議案について、原案のとおり承認することとする。

教育長 次に、第15号議案 福井市清水郷土資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について、事務局から説明を求める。

事務局
(文化財保護課長) 福井市清水郷土資料館の開館時間等が、平成18年2月の市町村合併以降、変更されることが無かったことから、これを整理し、利用者の利便性向上を図るた

め、条例施行規則を一部改正するものである。

主な変更点については、開館時間において、第2条のところでは冬季期間の時間短縮があったが、1年を通して、平日は午前10時から午後7時まで、土日においては、午前10時から午後6時までとする。これに伴い、入館時間も変更する。現行の郷土歴史博物館については、午前9時から午後7時までとなっているが、清水図書館との開館時間等を合わせることで、利用者の利便性を図るため、開館時間を調整している。施行日は、令和3年8月1日からとしている。

教育長

ただ今の説明について、御意見、御質問等があればお願いします。

宮郷委員

清水郷土資料館に行ってみた。図書館の人に声を掛けて案内していただいた。2階に図書館があり、3階が資料室なのだが、冷暖房の効率のために、段ボールで階段のところを塞いであった。人が通れるぐらいのところを空けて、プチプチでカーテンがしてあり、潜って上に上がったが、改善しないのか。

事務局

(文化財保護課長)

利用者が少ないのが現状で、効率を含めて塞いである。これについては、郷土歴史博物館と話をしてみる。

宮郷委員

中に素敵な土器とかがあったが、少し入口が残念だった。

教育長

そういう御意見があるということで伝えてほしい。

教育長

他に何かあるか。

— 特に意見なし —

教育長

それでは、第15号議案について、原案のとおり承認することで御異議ないか。

— 異議なしの声 —

教育長

第15号議案について、原案のとおり承認することとする。

教育長

次に、第16号議案 福井市図書館協議会委員の委嘱について、事務局から説明を求める。

事務局

(図書館長)

委員については、福井市図書館の設置及び管理に関する条例第5条第3項の規定に基づき、委嘱している。任期は、令和2年7月1日から令和4年6月30日の2年間である。この度、委員の推薦をお願いしている団体から委員の変更の申し出及び後任の推薦がありましたので、記載の1名の方を新たに委員として委嘱するものである。なお、任期は、前任者の残任期間で、令和3年8月1日から令和4年6月30日までである。

教育長 　　ただ今の説明について、御意見、御質問等があれば願います。

教育長 　　1名は、辞職されたということか。

事務局
（図書館統括館長） 　　校長会の中で変更があった。

教育長 　　他に何かあるか。

　　— 特に意見なし —

教育長 　　それでは、第16号議案について、原案のとおり承認することで御異議ないか。

　　— 異議なしの声 —

教育長 　　第16号議案について、原案のとおり承認することとする。

教育長 　　議事については以上である。

　　（報告事項については、質疑内容も含め非公開）

教育長 　　予定していた、審議事項は以上である。
ほかに何かあるか。

事務局
（文化財保護課長） 　　— 冊子「福井市の文化財」について説明 —

教育長 　　他に何かあるか。

教育長 　　最後に事務局から次回の日程について願います。

事務局
（教育総務課 課長
補佐） 　　次回の定例教育委員会について、8月19日（木）15時から、場所は福井市
役所8階第1委員会室にて開催するので、御出席いただきたい。

教育長 　　以上をもって会議を終了する。

令和3年8月19日

署名委員 木村 敦子

署名委員 宮郷 美千代

会議録作成職員 藤井 由文